

岩国市監査告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき監査を執行し、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を決定したので、次のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 26 日

岩国市監査委員 氏 木 一 行

岩国市監査委員 山 本 修

岩国市監査委員 河 合 伸 治

1 監査の対象

出納室

議会事務局

教育委員会 教育政策課・学校教育課（教育指導室、給食管理室）・青少年課・教育センター・科学センター・生涯学習課（中央公民館）・文化財保護課（徴古館、教育資料館）・中央図書館

小瀬小学校・御庄小学校・藤河小学校・杭名小学校・河内小学校・柱野小学校・通津小学校・岩国小学校・麻里布小学校・装港小学校・川下小学校・愛宕小学校・灘小学校・中洋小学校・平田小学校・東小学校・通津中学校・岩国中学校・麻里布中学校・川下中学校・灘中学校・東中学校・平田中学校・岩国西中学校

監査委員事務局

公平委員会

農業委員会事務局

2 監査の実施期間

平成 30 年 1 月 18 日から同年 2 月 19 日まで

3 監査の手続

監査に当たっては、主として平成 29 年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財務管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行い、法令に基づいて、適正かつ効率的、合理的に行われたかを主眼として実施した。

4 監査の結果

平成 29 年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めたが、次の事項について改善を要望します。

(1) 特定事項

ア 教育政策課

廃校となっている小・中学校の建物や運動場のうち、利活用されていないものについては、広報紙やホームページ等で写真や図面を用いて現況等を分かりやすく工夫して利用者を公募するとともに利用が見込めないものについては、すみやかに市長部局へ所管換えすべきである。

また、老朽化等で安全面に課題のある廃校施設は、事故等が起こらないよう施設の解体や敷地を閉鎖するなど安全性を確保していただきたい。